

# 秋田県保育協議会旅費規程

## (目 的)

第1条 この規程は、秋田県保育協議会（以下「本会」という）の業務のために旅行する役員及びそれに係わる者、事務局員等に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (旅費の支給)

第2条 本会の業務のために旅行する役員等に対して支給する。

2 役員以外の者が会長の依頼に応じて業務遂行のために旅行した場合には、その者に対して旅費を支給する。

## (旅行命令)

第3条 旅行は、会長またはその委任を受けた者の発行する旅行命令簿に必要事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。

## (旅行の種類)

第4条 旅行の種類は、鉄道賃、航空賃、船賃、バス賃、日当、車賃、宿泊費とする。

## (交通費の計算)

第5条 旅費は最も経済的、利便性の高い経路及び手段により旅行した場合により支給する。

第6条 鉄道賃、航空賃はすべて通常期の金額で計算する。ただし、鉄道賃におけるグリーン料金は支給しない。また、航空機の利用の場合は通常の片道料金に基づき計算する。

## (交通費の調査)

第7条 県内交通費の調査は、年度初及び必要の都度に別表1により実施し、申告に基づき支給する。

## (日当及び宿泊費)

第8条 日当及び宿泊費は別表2により支給する。ただし、主催者にて旅費と同様のものが支給された場合は支給しない。

## (旅費の調整支給)

第9条 前条の主催者の旅費支給金額と所定の金額とに差額が発生した場合は、所定の旅費との差額を支給する。

## 附則

~~この規程は平成28年4月22日に制定し、同日から施行する。~~

## 附則

この規程は令和5年4月1日から施行する。

別表 1

交通費調査表

バス料金 園の最寄バス停～ 最寄駅	J R 運賃 最寄駅～秋田駅	バス料金 秋田駅～福祉会館	車 賃 園～社会福祉会館 37 円/km	合 計 往復運賃

※ 空港（リムジンバス）、新幹線乗降駅、現地開催地までには、事務局で調査し支給する。

別表 2

日当及び宿泊費

区分	日当	宿泊費
県内旅行	0 円	8,000 円
県外旅行	2,000 円	

※ ただし、昼食、夕食、宿泊料費について会議、研修会等で領収書（証）のある場合はその実施要項に基づき実費を支給する。